

【北海道】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況 (令和7年2月現在)

地方卸売市場名	売買参加者の新規参入ルール（関係規程）	実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況		
		事項	状態	詳細
函館市水産物地方卸売市場	<u>函館市水産物地方卸売市場条例</u>	1	①調査対象外	
	<u>函館市水産物地方卸売市場条例施行規則</u>	2	①調査対象外	
	<u>買受人の承認要領</u>	3	②改善済み	「仲卸業者の同意書」を必要とするルールについて、買受人の承認要領及び買出人登録要領の関係条項を削除、改正済み（R7年1月22日施行）
	<u>買出人登録要領</u>	4	①調査対象外	
稚内市地方卸売市場	<u>稚内市地方卸売市場条例</u>	1	①調査対象外	
	<u>新規買受人許可基準</u>	2	①調査対象外	
		3	⑤改善検討中	新規買受人許可基準に関して関係者と改善を検討中
		4	⑤改善検討中	新規買受人許可基準に関して関係者と改善を検討中

<事項>

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。
なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。
売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。